

喜入小学校石積保全業務委託仕様書

1 業務名

喜入小学校石積保全業務委託

2 業務の目的

本市の景観重要建造物に指定された喜入小学校の石積について、児童の安全確保と学校施設の安全性向上を図るため、石塀部分の補強を行うもの。

3 契約期間

契約締結の日から令和8年12月11日（金）まで

4 履行場所

喜入小学校（鹿児島市喜入町6993番地）

5 業務の対象物

別紙「図面」のとおり

6 業務の範囲

- (1) 業務着手前の現地調査
- (2) 石積の保全

7 業務着手前の現地調査

契約締結後、速やかに本仕様書及び図面に基づき、石積等について現地調査を行うこと。現場に相違がある場合は、発注者に速やかに報告し、その対応について協議を行うこと。

8 石積の保全

(1) 事前協議等

現地調査後、発注者とスケジュール等について協議を行ったうえで、書面で工程表及び体制表等を提出し、発注者の承諾を得ること。

(2) 石積の保全

ア 石積上部の撤去・連結補強（市道沿い、西門周囲）

上部4段のうち、上部2段を撤去、下部2段を連結補強する。

イ 石積上部の移設補強・連結補強（正門周囲）

上部5段のうち、上部3段を移設補強、下部2段を連結補強する。

(3) 石積の保全の記録

写真撮影

工程に沿って、以下の内容について写真撮影を行うこと。

ア 着工前

イ 作業状況（材料検収含む）

ウ 完了

エ 産業廃棄物処分状況（運搬車両含む）

(4) 実施報告書の提出

業務の完了後、発注者に以下の内容を記した実施報告書を提出し、発注者の検査完了後、発注者が受領書を交付することにより業務が完了したものとする。

ア 作業状況写真

イ その他関係機関への届出

9 その他

- (1) 産業廃棄物管理票は、E票を入手後、写しを市へ提出すること。なお、提出は契約期間後でも構わない。
- (2) 本業務の実施にあたっては、建築基準法等の関係法令を遵守し行うこと。
- (3) 本業務の実施にあたっては、地域経済活性化の観点から、可能な限り市内の専門業者や労働者の活用を図ること。また、資材などの調達も同様に市内業者からの購入に努めること。
- (4) その他本仕様書等に定めのない事項については、必要に応じて協議して定める。
- (5) 市と協議を行った場合は、協議録を作成し、市へ提出すること。